

(略)

東京都監査委員	清	水	やすこ
同	神	林	茂
同	友	渕	宗治
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

平成31年1月29日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、品川区（以下「区」という。）が実施する地域生活支援事業（以下「本件区の事業」という。）として平成30年4月1日に締結した障害者移動支援研修・外出支援事業委託契約（以下「本件区の委託契約」という。）は不当であり、これに対して都が25%の負担を行っていること（以下「本件都の支出」という。）は不当な公金の支出であるから、都に対し、適切な事業に公金の負担を行うことや、区へ契約の改善等の指導を実施することを求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

ところで、本件区の事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定により、市町村（特別区を含む。以下「市町村等」という。）が行うものとされている地域生活支援事業であると解され、それに則せば、その事業内容や実施方法等は市町村等が決定すべきことである。

請求人は、本件請求において都の公金支出の不当を問題としているかのごとく主張し

ているが、その核心は、本件区の委託契約の不当を問うものであると認めるのが相当である。

本件区の事業を委託により実施するか否かは区において定めることであり、また、委託による場合、本件区の委託契約が適切に締結、実施されているかについては、区で定める財務会計規程等により、区において適切に審査されるべきものであるから、仮に都の公金が支出されるとしても、本件区の委託契約が区の財務会計行為である以上、都の住民監査請求の対象にはなじまない。

このことについては、県が財団法人に支出したことが違法な公金の支出に当たるのかが争われた平成24年9月24日新潟地方裁判所の判決で、財団法人の運用財産の原資が県費であるからといって、財団法人の運用財産自体が公金になるものではなく、そのことを理由に県と財団法人の法人格を同一視することはできないから、財団法人が行った補助金申請者に対する支出は、財団法人の支出を対象とするものであると解することができ、県の財務会計行為を対象とするものとは認められない旨判示している。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。